

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{※1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕様

〔1〕出題問題

科目別講義テキスト^{※1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

〔3〕表示の意味

左 問題ページ

① 問題番号

② 出題元：令0501B…令和5年試験問題の問1Bの問題であることを示します。
OR…オリジナル問題であることを示します。

③ {新}：直近の本試験問題

④ チェック欄：チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト^{※2}の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤ 改正：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

<p>第3節 労働基準</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>問題 025 令0501B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 改正</p> <p>労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。</p> <p>問題 026 令0301A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆</p> <p>労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。</p> <p>問題 027 平2505C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。</p> <p>問題 028 平2101A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。</p> <p>11 第1章 総則</p>	<p>第3節 労働基準</p> <p>⑥</p> <p>解答 025 × S63.3.14基発150 / P.13 社労士24P5▼</p> <p>労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件すべてを含む労働者の一切の待遇をいう。</p> <p>解答 026 ○ S22.9.13発第17 / P.13 社労士24P5▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>⑦ 解説 【労働基準法第1条第2項】 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p> <p>解答 027 ○ 法2条 / P.14 社労士24P6▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>解答 028 × 法2条 / P.14 社労士24P6▼</p> <p>本敗の義務は、労働者にも課せられる。</p> <p>解説 【労働基準法第2条第2項】 「労働者及び使用者」は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。</p> <p>総則 第1章 12</p>
--	---

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト^{※2}と社労士24レクチャーテキスト^{※2}の参照ページを示します。

⑦ +Q：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

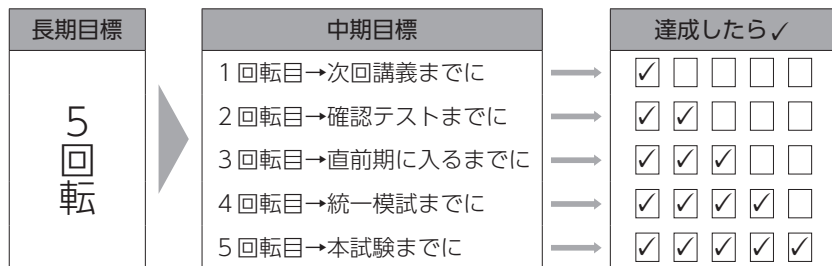
〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

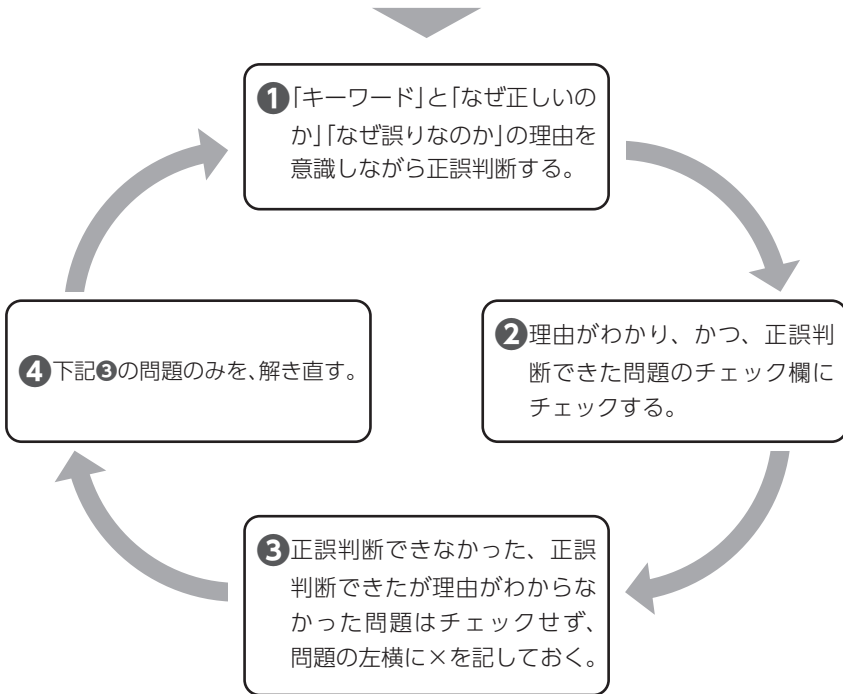
《例》長期目標を5回転とした場合



〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にしてください。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収録されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

学習内容

第1章 医療・介護関係

第2章 船員保険法・児童手当法・社会保険労務士法

第3章 企業年金関係

第4章 社会保険審査官及び社会保険審査会法その他

第5章 その他

学習範囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001～問題040	6	問題144～問題180
2	問題041～問題069	7	問題181～問題202
3	問題070～問題110	8	問題203～問題230
4	問題111～問題128	9	問題231～問題249
5	問題129～問題143		

第1節 国民健康保険法

問題 001 令0309 A

国民健康保険法第1条では、「この法律は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。

問題 002 O R

都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

問題 003 O R ☆ **改正**

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね2年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（都道府県国民健康保険運営方針）を定めるものとする。

問題 004 O R

都道府県は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより特別会計を設けなければならないが、市町村は、特別会計を設ける必要はない。

第1節 国民健康保険法

解答 001 × 国民健康保険法1条 / P2 社労士24P3▼

国民健康保険法第1条では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。なお、「同法第2条」では「国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。

解答 002 × 国民健康保険法4条 / P3 社労士24P4▼

「国」は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

+α 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

解答 003 × 国民健康保険法82条の2 / P3 社労士24P11▼

本肢については、「おおむね2年ごと」ではなく「おおむね6年ごと」である。

解答 004 × 国民健康保険法10条 / P4 社労士24P4▼

都道府県及び「市町村」は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。

問題 005 O R

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために、国民健康保険審査会が市町村に設置される。

問題 006 O R

都道府県の区域内に住所を有する世帯主は、適用除外に該当する者を除き、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者となり、その家族は被扶養者となる。

問題 007 O R

修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であって、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、国民健康保険法の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなし、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

問題 008 O R

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者になることができる。

問題 009 O R

国民健康保険組合の被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者になることができる。

解答 005 × 国民健康保険法11条／P4 社労士24P4▼

国民健康保険事業の運営に関する事項（一定の重要事項に限る。）を審議させるため、「都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」。また、国民健康保険事業の運営に関する事項（一定の重要事項に限る。）を審議させるため、「市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」。なお、「国民健康保険審査会」は不服申立の審査機関である。

解答 006 × 国民健康保険法5条／P6・2 社労士24P3▼

都道府県の区域内に住所を有する者は、世帯主及びその家族も当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の「被保険者」となる。なお、健康保険法にいう被扶養者の概念は存在しない。

解答 007 ○ 国民健康保険法116条／P6 社労士24P5▼

本肢は「修学中の被保険者の特例」に関する内容である。



【病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例】

入院等をしたことにより、病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であって、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、一定の場合を除き、当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

解答 008 × 国民健康保険法6条／P7 社労士24P5▼

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の「被保険者にならない」。

解答 009 × 国民健康保険法6条／P7 社労士24P5▼

国民健康保険組合の被保険者は、都道府県等が行う国民健康保険の「被保険者にならない」。

問題 010 令0307 B

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者となる。

問題 011 令0307 A

都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）とともに行う国民健康保険（以下本問において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日の翌日又は国民健康保険法第6条各号のいずれにも該当しなくなった日の翌日から、その資格を取得する。

問題 012 O R

国は、政令の定めるところにより、国民健康保険組合に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用の100分の32を補助することができる。

問題 013 O R

国は、国民健康保険組合に対して医療給付費等について補助することはない。

解答 010 × 国民健康保険法6条／P7 社労士24P5▼

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、その保護を停止されている場合を除き「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者とならない。」

解答 011 × 国民健康保険法7条／P8 社労士24P5▼

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った「日」又は国民健康保険法第6条各号のいずれにも該当しなくなった「日」から、その資格を取得する。

解答 012 × 国民健康保険法69条／P10 社労士24P6▼

国は、政令の定めるところにより、国民健康保険組合に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用「を負担する」。

解答 013 × 国民健康保険法73条／P10 社労士24P6▼

【療養給付費等負担金】

- ① 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、都道府県に対し、医療給付費等の100分の32を負担する。
- ② 国は、国民健康保険組合に対し、医療給付費等に組合の財政力を勘案して「100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができる」。